

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可  
国民健康保険条例制定認可  
国民健康保険条例変更認可  
米飯提供業者の登録  
米穀類小売販売業者の営業所変更  
豚コレラ予防注射等の実施  
基本測量実施期間の延長  
土地の公用廃止  
森林区施業計画等の公表
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 県有財産の一般競争入札
- ◇雑報 市町村職員共済組合第四回組合会の招集

## 告示

鳥取県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条  
第二項の規定により、賀野村中の谷土地改良区の定款変  
更について、昭和三十一年十一月二十六日認可した。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第五百六十四号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和  
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定により  
条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険 認可 条例 認可年月日

気高郡鹿野町 鹿野町国民健康保険直営 昭和三十一年  
十月十六日

小鷲河診療所使用料及び  
手数料条例

東伯郡赤碕町 赤碕町国民健康保険条例 // 八月三十一日

鳥取県告示第五百六十五号

国民健康保険を行う西伯町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定により、西伯町国民健康保険条例の変更を昭和三十一年十月十五日認可した。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百六十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十一年十一月三十日次のとおり米飯提供者の登録をした。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七三三号  
名 称 株式会社 鳥取ホテル  
営業所所在地 鳥取市吉方三〇二  
業務内容 普通旅館

鳥取県告示第五百六十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の二第二項の規定にもとづき昭和三十一年十一月三十日次のとおり米穀類販売業者の営業所の変更を承認した。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 中第六九号  
名 称 倉吉鍛冶町米穀小売企業組合  
旧営業所 倉吉市鍛冶町一丁目二、七九二番地  
新営業所 倉吉市鍛冶町一丁目二、〇八三番地

鳥取県告示第五百六十八号

次のように結核病、ブルセラ病検査及び炭そ、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛、馬、豚の所有者に対して検査及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、炭そ及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射——豚ただし生後四十日、分娩前後一箇月以内のものを除く。

結核病、ブルセラ病検査及び炭そ、豚コレラ予防注射——搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛

と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

別表のとおり

四 実施の期日

豚コレラ予防注射——豚コレラ予防液皮下注射

下注射

結核病検査——ツベルクリン皮内注射反応

ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応、試験管凝集反応

炭そ、豚コレラ予防注射——炭そ、第二予防液皮内注射

別表

豚コレラ予防注射

自十二月五日 至十二月二十六日  
米子市、境港市

結核病、ブルセラ病検査及び炭そ、豚コレラ予防注射

実施月日 実施区域 実施場所

第一次 第二次

十二月五日 十二月八日 西伯郡大山町 同上

“ 十日 “ 十三日 “ 逢坂村 “

“ 十一日 “ 十四日 “ “

“ 十二日 “ 十五日 “ 名和町 “

十七日 二十日 淀江町  
 十八日 二十一日 〃  
 十九日 二十二日 大山町

鳥取県告示第五百六十九号

昭和三十一年十月二日付鳥取県告示第四百六十号をもつて告示した基本測量実施期間を昭和三十一年十一月二十日まで延長する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百七十号

次の土地は、その用途を廢止する。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 東伯郡赤碓町大字赤碓字歩行道の下二一四四番六地先道路敷二坪八合五勺ならびに同所一一四九番五地先七坪八合七勺。

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七条第三項の規定による森林区実施計画及び同法第八条第一項の規定による昭和三十一年度森林区実施計画案を昭和三十一年十一月三十日次の場所において公表する。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 森林区実施計画(Ⅰ-X森林区)の公表場所

1 鳥取県庁

2 東部山林事務所

- 二 昭和三十一年度森林区実施計画案の公表場所

1 鳥取県庁

2 東部、中部及び西部山林事務所

3 各市町村役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日 時 昭和三十一年十二月五日午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 定例報告

2 県立高等学校入学選抜実施要項

公 告

次のとおり県有財産を一般競争入札によつて売却するの  
で公告する。

昭和三十一年十一月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 売却物件の所在場所

鳥取県岩美郡津ノ井村大字桂木字砂田

二 売却物件

鳥取県工業試験場津ノ井築業部建物八棟外

三 現場説明 昭和三十一年十二月五日午前十時より

四 入札場所日時その他

1 入札執行年月日 昭和三十一年十二月六日

2 場 所 鳥取県商工課

3 当日の時間割

午前十時商工課集合

午前十時から午前十時二十分まで、契約条件その他

について説明午前十時三十分入札開始

五 開札 入札直後実施

六 入札保証金 入札金額の百分の十を納付するもの  
とする

七 契約の締結 落札後契約の締結を行う

八 その他

1 代理人において入札する場合は委任状を持参す  
ること

2 印鑑、筆記具を持参すること

